

消費の社会的強制と最低生活水準

菊地 英明

I はじめに：貧困という社会規範

わが国の公的扶助（生活保護）制度は、「基準は高いが受給者数は少ない」ことを特徴とするといわれる〔埋橋 1999〕。そのような指摘は近年に始まったことではない〔籠山 1970〕。非正規労働者やホームレスなどの問題を背景に、現在、低所得者への支援のあり方をめぐって、さまざまな議論が行われている。

われわれの社会では、規範的に見て典型とされる世帯像（しばしば「標準世帯」といわれる）があり、それに依拠して生活していれば、収入が保護水準を割り込まない、という想定がなされてきた節がある。しかしそのような「標準世帯」に属さない人——しばしば低所得に直面する——は増えている。

このような背景から、現役層への社会保障による支援が手薄である、といわれることがある。また、それと並んで、生活保護の給付額が一般の低所得世帯の消費水準と比較すると高すぎるのではないか、という批判も目につくようになった。この点に関しては、既に、「生活保護基準に関する検討会」で保護基準の引き下げを視野に入れた検討がされた他、各種加算の打ち切り・縮小などが実施された（このうち、母子加算は復活された）。

しかし、貧困線、あるいは保護基準の高低を論ずる前に、一步立ち止まって、貧困とは何か、そしてそれにどのように対応するかということ

について問い直す必要があるのではないか。貧困を定義するという事は、人がどのような世帯において、どのような水準・内容の消費生活を営むべきかという規範を定めるということだからである。

本稿では、これら二つの視点をもとに、保護基準の算定の背景にある考え方を再検討したい。それに当たっては、補助線として保護の水準で営まれる生活が、そうではない生活といかなる違いを見せるのかということについて、若干のデータ分析を行うこととする（直接的に現行保護基準が高いか否かを論じることが目的なわけではない）。その上で、生活保護という制度がどのような制度なのか、本質をえぐり取ることを目指し、若干の政策的インプリケーションを提示したい。

II 消費の社会的強制論：貧困定義への規範的要素の導入

1 消費の社会的強制論とその理論的根拠

生活保護基準をどう定めるか、という問いは、そもそも貧困をどう定義するか、という問いに帰着する。かつてのマーケット・バスケット方式は、主として生物学的な生存に必要なか否か、という栄養学的な配慮を中心に貧困線が定義されがちだったため、社会全体が豊かになった場合でも貧困線が上がらないという難点があった。

そこで、貧困を資源（金銭・モノなど）の保有量の多寡という観点から相対的に定義するア

アプローチがとられるが、今度は、資源の保有量がどの水準を下回ると許容されるべきでないとするか、規範的判断が難しい、という問題に直面する。このため、「人並み」の生活という質的な基準が導入される。すなわち、収入または所得が減少するにつれ、「人並み」の生活が営めなくなる、あるいは、営めなくなるリスクが急上昇する限界水準（閾値・変曲点）に到達するとし、そこを貧困線または保護基準と定めて公的な社会保障によって保障すべき、という規範を導出するものである¹⁾。この閾値・変曲点が存在するとされるのは、ある一定水準の消費を享受できないことが社会的に見て恥ずかしいものとされるなど、消費が規範性を帯びているため、低所得であっても「背伸び」をしてでも消費しようとする力——社会的強制力——が働く、という理屈に基づいている。

そのような点がわが国において、一点の形で、全年齢層において本当に存在するのかについてはさまざまな実証研究がある〔平岡 2001, 阿部 2006〕。本稿で問いたいのは、その有無や程度というよりは詳細な理論的根拠である。それをひとまず「消費の社会的強制論」と一括して、ここで簡単に検討していくことにする。

第一に、イギリスのタウンゼントの相対的剥奪論があげられる〔Townsend 1974=1977, 1979〕。タウンゼントは、イギリスにおいて、消費社会化と情報化を背景に、人々が「全国的な生活様式」にのっとった消費生活を営むことが半ば強いられており、ある水準以下の所得（閾値・変曲点）では、消費生活の剥奪度が急激に下がるとした。所得がこの水準を上回っていれば、人々は背伸びをしてでも「人並みの」消費生活を享受しようとするが、それを下回ると、そのような背伸びは不可能となる²⁾。

第二に、江口英一と相沢与一らによって展開された「生活の社会化論」があげられる〔江口・相沢 1986, 金澤 1998〕。それによれば、高度成長期を機に多くの人々が豊かな消費生活を享受するようになったが、同時に、「人並み」の生活を営む規範的な圧力が高まった結果、低所得者

が「背伸び」を余儀なくされ、家計が硬直化するとともに、自転車操業や借金漬けになりがちになったという。具体的には、「社会的強要費目」（家事労働や余暇・文化生活の外部化・商品化の進行や、広告・宣伝の普及により社会的に強要された負担。自動車等関係費、交際費、外食など）や、「社会的固定費目」（生活基盤の確保のための家賃、光熱費負担など）の支出が増し、「個人的再生産費目」（外食以外の通常の食費など）の切り詰め圧力が高まっているという³⁾。

一つ補足をしておこう。このような相対的貧困論においては、どのような世帯のどのような生活を保障するかを考えるに当たって、「人並み」の生活——ないしは標準的な生活様式（という規範）——を前提とする。何をもち「人並み」とするかは厄介な問題であるが⁴⁾、多くの場合、暗黙のうちに「標準世帯」——男性片稼ぎ（単稼ぎ）で、2人強の子どもをもつ——を形成・維持することを前提とし、そこでの暮らしの水準に依拠していると思われる。例えば、タウンゼントが提起した剥奪指標のうちの「過去4週間のうち親戚や友人を招かなかった」「子どもの誕生日パーティーをしなかつた」というものは、「全国的生活様式」としつつも、事実上イギリスのミドルクラスの生活様式を反映していることは明らかである。また、生活の社会化論においては、女性の家計補助的就労の増加が、男性の賃金水準の下落を反映したものであるとして、否定的にとらえられている〔相沢 1986〕。

2 社会規範としての消費：低所得者と被保護者との間の違い

保護基準算定の根拠（閾値が存在するとされること）を確認したところで、保護を受けて貧困線上で生活している人々と、保護を受けない低所得者の生活の違いがいかなるものかデータを通して検討することにしよう⁵⁾。ただし、本稿の範囲では、その閾値の水準が適切か否かを検討することはできない。それを行うためには、被保護世帯・低所得世帯の他に、中所得以上世帯のデータも必要となる上、世帯人員などの統

制も必要となるためである。

以下で確認していくのは、閾値が実際に存在するか否かや、その水準が保護基準と合致するか否かではなく、消費に規範性がある中で、二種類の低所得者——被保護世帯と一般の低所得者——が、どのような形でその規範に対応しているかを、前項でみた枠組に照らして確認することである。

表1~3を見ると、低所得者世帯（生計簿世帯）は被保護世帯（家計簿世帯）と比べて、外食の頻度・泊まりがけの旅行の頻度・耐久消費財の保有率のすべてが高い。

もっとも、耐久消費財の保有率に限って、より数字を詳細に検討すると、十分に普及しており、保有率に大きな差がない項目（電気冷蔵庫、電気掃除機、電気洗濯機、電話機、カラーテレビ等）がある一方で、大きな差がついている項目（電子レンジ、ルームエアコン、携帯電話、パソコン等）があることに気づく（表3）。

その一つの要因として、被保護世帯は、自動車以外の耐久消費財等の保有について、「当該地域の一般世帯との均衡を失することにならない」という基準（保有率70%程度）を満たさない限り、認められないことがあげられる。また、被保護世帯は原則として自動車の保有が認められない（このため、家計簿には、自動車に関する質問項目自体が設けられていない）。

このように、被保護世帯については、消費に関する規範が、そのままの形ではおよんでおらず、従って被保護世帯は低所得世帯と比較して、質的に異なる消費生活を営んでいると考えることができる。

一方で、家計の赤字（ここでは、家計の黒字・赤字の判別基準を「実収入－実支出」とする）について見ると、赤字世帯の絶対数は生計簿>家計簿となる（表4）。「生活の社会化」論によれば、被保護世帯に比べて一般低所得世帯は、消費や交際において相対的に活発であるが、そのような消費をめぐる規範の遵守は、借金という「背伸び」を行うことを通して行われている。従って、その生活は常に不安定な側面を伴うのであ

表1 外食の頻度

| | 生計簿 | 家計簿 |
|-------|-------|-------|
| 高齢者 | 75.0% | 41.8% |
| 母子 | 75.0% | 66.3% |
| 障害・傷病 | 52.9% | 47.5% |
| その他 | 73.6% | 51.0% |
| 全体 | 73.6% | 49.5% |

表2 泊まりがけの旅行の頻度

| | 生計簿 | 家計簿 |
|-------|-------|-------|
| 高齢者 | 62.7% | 22.8% |
| 母子 | 59.3% | 34.3% |
| 障害・傷病 | 35.3% | 14.3% |
| その他 | 68.4% | 9.6% |
| 全体 | 65.3% | 21.3% |

表3 耐久消費財の保有率

| | 生計簿 | 家計簿 |
|--------------|-------|-------|
| 湯沸器 | 83.0% | 64.9% |
| 電子レンジ | 91.9% | 69.5% |
| 電気冷蔵庫 | 99.6% | 99.0% |
| 電気掃除機 | 99.4% | 91.5% |
| 電気洗濯機 | 98.2% | 90.0% |
| ルームエアコン | 78.0% | 46.3% |
| 電気ごたつ | 65.6% | 56.8% |
| ダイニングセット | 62.5% | 24.9% |
| 食器戸棚 | 95.7% | 87.3% |
| 自動車 | 55.8% | - |
| 電話機 | 96.6% | 89.6% |
| 携帯電話（PHSを含む） | 63.8% | 20.5% |
| カラーテレビ | 99.1% | 97.1% |
| ビデオカセットレコーダー | 80.4% | 43.2% |
| ステレオセット | 50.4% | 11.6% |
| ラジカセ | 77.7% | 52.3% |
| パソコン | 41.8% | 4.6% |

表4 家計の黒字と赤字に関する分析

| | | 赤字 | 黒字 |
|-----|---------------|-------|-------|
| 生計簿 | 高齢者世帯 (176) | 29.0% | 71.0% |
| | 母子世帯 (82) | 31.7% | 68.3% |
| | 障害・傷病者世帯 (17) | 35.3% | 64.7% |
| | その他世帯 (486) | 32.1% | 67.9% |
| | 合計 (761) | 31.4% | 68.6% |
| 家計簿 | 高齢者世帯 (204) | 15.2% | 84.8% |
| | 母子世帯 (111) | 7.2% | 92.8% |
| | 障害者世帯 (48) | 29.2% | 70.8% |
| | 傷病者世帯 (98) | 21.4% | 78.6% |
| | その他世帯 (59) | 16.9% | 83.1% |
| | 合計 (520) | 16.2% | 83.8% |

る。逆にいえば、被保護世帯はケースワーカーの指導等の結果として、耐久消費財の保有、交際などにおいて、「人並み」の生活を営むことを放棄せざるを得なくなっているがために、黒字家計を維持しやすいのである。

そこで低所得世帯、被保護世帯のそれぞれにおいて、黒字・赤字を分ける要因を探るために、世帯類型・世帯人員数・級地・居住形態・世帯主の年齢・世帯主の性別・就労形態・健康状態（本人・家族）の各変数を投入したロジスティック回帰分析を行い、家計が黒字になるオッズ比を算出した（表5）。

低所得世帯（生計簿）では、高齢者世帯はその他世帯に比べて赤字になりやすい（オッズ比0.394）。居住地では、大都市周辺部や中程度の

都市の方が大都市に比べて赤字になりやすい（1級地-1（大都市）に比べて1級地-2（大都市周辺部）のオッズ比が0.530、2級地-1（中程度の都市）が0.431）。家族が健康な場合はそうでない場合に比べて黒字になりやすい（オッズ比1.737）。特に注目すべきは居住形態であり、賃貸住宅は持ち家に比べて赤字になりやすい（オッズ比0.547）。低所得者世帯にとっては住居費（家賃負担）という、生存に欠かせないインフラを確保するための費用が、家計に大きな影響を与えがちなのがわかる。

被保護世帯（家計簿）では、母子世帯はその他世帯に比べて黒字になりやすい（オッズ比8.897）。関連は弱いものの、世帯主年齢が40代の場合、70代以上に比べて赤字になりやすい

表5 家計に関するロジスティック回帰分析

| | | 生計簿世帯 | | 家計簿世帯 | |
|----------|----------|-----------|-------|----------|---------|
| | | 回帰係数 | オッズ比 | 回帰係数 | オッズ比 |
| 世帯類型 | 高齢者 | -0.932 * | 0.394 | -0.512 | 0.599 |
| | 母子 | -0.782 | 0.458 | 2.186 ** | 8.897 |
| | 障害・傷病 | -0.024 | 0.976 | -0.051 | 0.950 |
| | （その他） | （基準） | | （基準） | |
| 世帯人員 | 1人以上の連続値 | -0.161 | 0.852 | 0.368 | 1.445 |
| 性別 | （男=1） | -0.243 | 0.785 | 0.229 | 1.760 |
| 級地 | （1-1） | （基準） | | （基準） | |
| | 1-2 | -0.635 * | 0.530 | 0.643 | 1.902 |
| | 2-1 | -0.841 ** | 0.431 | 0.697 | 2.007 |
| | 2-2 | -1.039 | 0.354 | 1.328 | 3.774 |
| | 3-1 | -4.77 | 0.620 | 0.496 | 1.642 |
| | 3-2 | 度数なし | 度数なし | -0.186 | 0.831 |
| 居住形態 | （持ち家） | （基準） | | （基準） | |
| | 公営住宅 | -0.086 | 0.917 | -0.154 | 0.857 |
| | 賃貸住宅 | -0.604 * | 0.547 | -0.020 | 0.980 |
| 世帯主の年齢 | 20代 | 0.820 | 2.271 | 16.798 | 1.973E7 |
| | 30代 | 0.710 | 2.034 | -1.317 | 0.268 |
| | 40代 | 0.138 | 1.148 | -1.534 + | 0.216 |
| | 50代 | -0.318 | 0.728 | -1.174 | 0.309 |
| | 60代 | -0.372 | 0.690 | -1.220 * | 0.295 |
| | （70代以上） | （基準） | | （基準） | |
| 就労形態 | 正規就労 | -0.059 | 0.942 | 0.063 | 1.065 |
| | 非正規就労 | -0.009 | 0.991 | 1.148 + | 3.150 |
| | （不就労） | （基準） | | （基準） | |
| 健康状態（本人） | | 0.331 | 1.393 | -0.261 | 0.770 |
| 健康状態（家族） | | 0.552 + | 1.737 | -0.487 | 0.614 |
| （定数） | | 1.610 | 5.003 | 0.951 | 2.588 |

注) 1) 家計（黒字=1, 赤字=0）に関するロジスティック回帰分析。

2) ***: p<.001, **: p<.01, *: p<.05, +: p<.10

(オッズ比0.216)。

被保護母子世帯と一般の低所得の母子世帯とを比較すると、前者の赤字率は際立って低い。これは調査時点において母子加算が行われていたことその他、被保護母子世帯は住居費負担が相対的に低い(賃貸住宅(特に民間賃貸)に居住する低所得者(生計簿世帯)が赤字になりやすいことは既に確認した)、保護世帯では保有=支出が行政によって事実上禁じられている品目がある、といった要因が考へうる。

もっとも、逆にいえば、赤字の中でも特にローンと関係の深い、車(公共交通機関の拡充)、住宅(公営住宅や家賃補助の拡充)、教育(子ども手当や奨学金の拡充)といった、公的な支援によって改善される面がある。したがって、黒字と赤字の差は、生活保護受給者の待遇が良すぎるからというよりも、一般の低所得者への支援が手薄な結果なのだと考えることもできよう。

いずれにせよ、低所得世帯は、「人並み」の消費生活を営むという規範に従うために、借金を伴う不安定な生活を余儀なくされるのに対し、被保護世帯は、保証されている所得水準はともあれ、「人並み」の消費生活を営むという規範に従えないため、そのような生活は、一般世帯の享受するものとは質的に異なるものとなるのである。

Ⅲ 標準世帯と家族規範

1 標準世帯とは何か—生活保護における標準世帯の難解さ

以上のデータから、一般の低所得者の消費生活が家計の赤字とセットで営まれがちであるということや、高いと思われがちであり、公的な給付によって「人並み」の水準に底上げされたはずの被保護者の生活も、行政の指導・介入により通常・「人並み」とは質的に異なった、歪められたものであるということが可能である。

このように消費の社会的強制(あるいは消費の行政による禁止)を論じていくと、強制されているのが、消費のあり方であるとともに、家

族のあり方——それは生産・再生産のあり方とも関係する——であることにも注目しなければならない。いい換えれば、「人並み」の生活とは、消費によってだけでなく、人々が包摂されている家族のあり方によっても定義されうる、ということである。私たちの生活は、特定の形態を取る家族を形成することを前提とし、家族内部で誰かが賃金を稼得し、残りの者を扶養することによって成り立っている。したがって賃金(保護基準も同様である)が十分な水準であるかは、特定の家族形態(標準世帯)を扶養できるかどうかによって決まる。生活保護基準(貧困線)は、歴史的にその役割を大変興味深い形で担ってきた。第一に標準世帯の設定と変更であり、第二に、補足性原理における家族規範である。

ここではまず、生活保護の標準世帯について見ていくことにしよう。これは1948年に「標準5人世帯(64歳男, 35歳女, 9歳男, 5歳女, 1歳男)」だったが、高度成長期の1961年に「標準4人世帯(35歳男, 30歳女, 9歳男, 4歳女)」と、男性の稼ぎ手のいない世帯から、夫婦+子どもの男性片稼ぎ世帯へと変更された⁹⁾。

では、標準世帯には、どのような役割があるのか。公式見解によれば、(a)生活扶助基準の改定に際して生活扶助基準の基軸となる世帯として利用するもの、(b)国民に生活保護の基準を分かりやすく説明する際にモデルとして利用するもの、の二つである〔生活扶助基準に関する検討会 2007〕。

もっとも、生活扶助基準の説明にあたって、単身世帯・2人世帯などについて、それぞれ、(b)の意味での標準世帯(モデル世帯と基準額)が提示されているため、(a)の意味合いが強い。しかし、生活扶助基準の基軸とされた標準世帯が、実際の被保護者の中で多数派を占めることはほとんどなかった。この問題は、標準世帯を、生活保護の枠内で理解するのではなく、規範の意味合い(=そのような形態の世帯を営む「べき」)を含んだ家族モデルとして理解すると解消する。国家はそのような家族モデルを保護・推進する

が、生活保護がそのための唯一の手段である必要はない。実際にはむしろ、生活保護以外の施策——雇用、年金、税制など——が好んで用いられた。

そこで生活保護の守備範囲を確認することにしよう。図から、1960年代以降の生活保護においては、標準世帯は稼働・夫婦+子どもの世帯であるにもかかわらず、実際の被保護者の構成を見ると稼働世帯の比率が急激に減少⁷⁾するとともに、単身または2人の非稼働・老齢・障害・傷病世帯のウェイトが年々高まったことが分かる。後述する、「(制度間の)補足性」(制度間の役割分担)の原理があるため、増加した受給者の多くは、少なくとも人生の一時期において、都市の片稼ぎ・核家族・稼働世帯に属していたが、社会保険等——いわゆる標準世帯は、世帯主の稼得と、社会保険によって十分に所得保障がなされることが想定されていた——によって十分にリスクがカバーされない場合があり、そのような者に限定して生活保障する制度という性格を強めたのである〔中鉢 1975: 161〕。

2 社会規範としての標準世帯—片稼ぎ+少数の子

このような標準世帯は、「男性を家族の扶養者、女性と子供を被扶養者と想定する特定の家族像

を含意しており、『男性は外で働き、女性は家庭を守る』という近代的性別分業構造をその前提とする」〔木本 1995: 62-63〕ものであった。このような考え方は、歴史的に見れば、公的扶助水準の算定根拠として用いられただけでなく、片稼ぎで一家の世帯員すべてが養えるような家族賃金の要求運動と結びついていた。

例えば、安藤政吉の『最低賃金の基礎的研究』は家族給と月給制を提唱する中で、最低賃金を算定する上での標準世帯を「夫婦子女3人で主人が働くのを原則とする」ものとした〔安藤 1940: 460〕。また、労働科学研究所の最低生活費研究(1942→1943)は、都市と農村とに分けた上で、標準世帯を「夫婦と子女3人」としている。これは、1935年の労働統計実地調査における「本邦労務者に最も多数にして普遍的なる家族構成」だからだという〔暉峻編 1943: 11〕。これらの研究は、政府系機関の報告書・提言にも反映されることになるとともに、戦争直後の労働組合の賃金闘争にも大きな影響を与えた。例えば、戦後日本の賃金体系の確立に大きな影響を果たしたといわれる「電算賃金体系」は、年齢重視(=年功賃金)、家族手当の普及(=男性片稼ぎモデルの性分業)といった戦時期の賃金構成の影響を受けている〔永野 1949, 山田 2001〕。

ここで注目すべきは、家族規模の小ささ、特

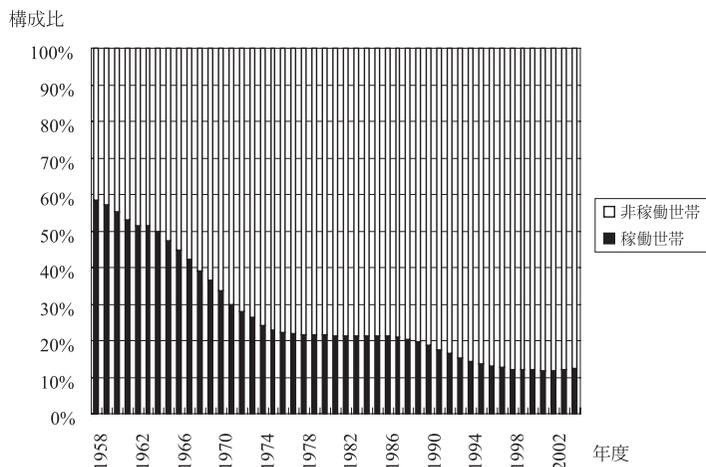


図 稼働・非稼働世帯別被保護世帯の年次推移

に都市においては子どもが3人程度に限定されるということである。少なくとも、戦前においては、合計特殊出生率は全国レベルで見れば今日よりも遙かに高かったにもかかわらずである。これらの研究や運動は一定水準の賃金の確保や更なる引き上げを目標とするものであったが、それと同時に、少なくとも規範レベルにおいて、稼ぎ手数と家族規模（特に子ども数）を限定する作業も伴っていた⁸⁾。すなわち多稼ぎによって生活を成り立たせる（また、たくさんの子どもの育てる）モデルは排除されたのである。

現実の制度では、そのような家族を形成する限りにおいて、充実した消費生活が営めるような配慮が講じられてきた。例えば、1960年代には、男性の長期の雇用と家族賃金の保障がますます一般的になるとともに、国民皆年金・皆保険体制が実現した。この時期の税制について見ると、課税最低限の設定に当たって、大蔵省が算出した基準生計費における標準世帯は、片稼ぎ世帯で、子は多くても3人程度とされている。加えて、1960年12月の税制調査会「当面実施すべき税制改正に関する答申（税制調査会第一次答申）」を受けた1961年度税制改正では、配偶者控除の創設、扶養控除の引き上げ、給与所得控除の引き上げなどが行われ、1960年に比べて課税最低限が相当引き上げられ、標準世帯に包摂する者に対する優遇策が相次いで講じられたのであった（税制調査会 1961）。片稼ぎ、夫婦と少数の子どもからなる核家族、アメリカ的な大量消費のライフスタイルに特徴付けられる世帯は、雇用、社会保障、税制と絡みつつ、人々の大量消費とあいまって、高度経済成長の好循環を形成したのである。

3 家族規範と生活保護との微妙な関係：保護の補足性と人員ベースの算定

生活保護は、必要とする人に給付を行って生活を保障する制度としての側面とともに、家族に関する社会規範を維持・強化するための装置としての側面がある。この後者の「規範の強さ」という社会学的な問いが本稿では重要となる。

既に述べた通り、生活保護は、家族のつながりを喪失した人々、いい換えれば標準世帯からの逸脱者を主たる対象とするという制度間の役割分担がある。このことは、生活保護の受給にあたっては本人の稼働能力や資産、他法他施策の活用はもとより、親族による私的扶養が優先されなければならない、と規定されている通りである（保護の補足性の原理）。

ここで表6をみると、低所得世帯（生計簿）の場合、親しい別居の家族・親族がいる世帯は9割を超えるが（92.8%）、被保護世帯（家計簿）は7割程度（72.0%）にとどまるのである。家族の絆から外れることが、生活保護受給の一つの要件となっていることが改めて確認される。

このように、生活保護は、家族規範についてみれば、扶養の側面では極めて保守的であるが、一方で扶養されないことが明らかになれば、その後は世帯の人員・構成に応じた額が支給される。既に見た通り、標準世帯では、給与＝生活費的にも、社会規範的にも、子どもの数は2～3名程度が事実上の上限である。従って、一般の低所得者は通常、標準世帯が維持できるだけの所得が得られない場合は、結婚を断念したり（親との同居＝パラサイト・シングルを含む）、子ども数を抑制して「身の丈」に合わせることになるだろう。

しかし生活保護の生活扶助基準は、1類費（個人ベース）と2類費（世帯ベース）とに分かれており、世帯人員が増えるにつれて支給額も高くなっていく。従って、生活保護においては、「分相応」「身の丈」という社会的強制が働かないことへのサンクションは制度上存在しない⁹⁾。たし

表6 別居の家族・親族の存在

| | 生計簿 | 家計簿 |
|-------|-------------|-------------|
| | 別居の家族・親族の存在 | 別居の家族・親族の存在 |
| 高齢者 | 95.8% | 74.3% |
| 母子 | 96.3% | 76.5% |
| 障害・傷病 | 82.4% | 67.9% |
| その他 | 91.5% | 63.8% |
| 全体 | 92.8% | 72.0% |

かにそれは少数の事例であり、虚像にはかならないが、少数の多人数世帯を引き合いに出して、保護基準の高さ（というよりも、生活保護が家族規範を侵犯し、崩壊させていること）を叩く議論も散見される場所である¹⁰⁾。

IV 家族規範の前提のゆらぎと社会保障の今後

本稿は、生活保護基準の高低を直接論じるのではなく、基準を定めるバックボーンとなっている貧困論に共通の「考え方」に焦点を当てた。それは、標準世帯モデルである。特定の家族のあり方を、守るべき「規範」として定めたものである。それは男性片稼ぎ・長期雇用、少数の子ども数といった家族モデルである。男性片稼ぎ（少なくとも男性に一定の経済力を求める）で2人程度の子を持つような家族を築くということは、今日においても人間が一人前と見なされるために必要とされ、すなわち強い社会規範として人々を拘束している。そのような家族を築くには、安定した雇用が求められるが、脱工業化やグローバル化を背景とする就労形態の多様化によって、それを可能とする水準の賃金を得られる職は減っている。

社会学には文化遅滞という有名な概念がある〔Ogburn 1922=1944〕。物質文化の変動と、非物質的な文化の変動の速度にはズレがあり、科学技術や経済といった物質文化に比べて、社会規範を含む非物質文化の変動は遅れがちであるというものである。わが国における家族規範はまさにそれに該当しているように思われる。労働環境が悪化しているにもかかわらず、「標準世帯」に代表される家族規範や、それに基づく諸制度はいまだに強固であるため、家族形成に至らずにシングル化（パラサイト・シングルを含む）の増加や、子どもの産み控えという形での適応がなされているのである。生活保護のあり方に関する批判、特に基準が高すぎるとするものがあることについては、そのような「適応」を強いられる低所得者の数が増加しているという社会的文脈のもとで理解することができよう。

また、家族のあり方に注目して社会的排除現象について考えることもできる。標準世帯に属することによって生活が成り立つというモデルがあるとすれば、標準世帯というメンバーシップを獲得できないことは、排除の一形態であり、排除を受けることが、量的な意味での貧困（所得貧困）を招くのだと理解することもできよう。

だとすれば、このような社会変動に適合した社会保障のあり方がいかなるものかを、生活保護世帯と低所得世帯の消費のあり方を比較してきた私たちは、うっすらと描き出すことができるのではないか。第一に、労働環境が悪化する中では、男性の片稼ぎではなく、多稼ぎ化、もしくは単身者を前提とする制度が必要となるだろう。第二に、少子化や人口の自然減が進む中では、子育て支援の費用が、賃金のような親の市場価値によって払われるのではなく、むしろ市場価値とある程度切り離れた形で支払われる形の方が望ましいであろう（その例が子ども手当であり、「分相応な」「身の丈にあった」子ども数に抑制する、という発想を理屈の上ではなくすることができる）。第三に、給付のあり方については、諸個人の基本的な生活にかかわるインフラストラクチャー、例えば住宅、交通手段、教育などを個人の責任に委ねるのではなく、公的な介入をより拡大することが必要となる。

以上で述べたことはラフ・スケッチにすぎない。更なる分析によってより精緻なものすることは、今後の課題となるであろう。

謝辞

本稿は厚生労働科学研究補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））「低所得者の実態と社会保障のあり方に関する研究」の成果である。プロジェクトメンバーの皆様に厚く御礼申し上げる。

注

- 1) わが国の生活保護行政では、1980年代半ばまでの間、格差縮小方式のもと、生活保護基準は、一般世帯の消費水準の6割を目指して引き上げ

- が行われていた。この6割という数字は、1960年前後の西欧諸国（イギリス・西ドイツ・スウェーデン）の保護基準にならったものであり、さほどの理論的根拠はない。しかし、その水準への引き上げがほぼ完了した時期に、中央社会福祉審議会が家計調査を用いて変曲点を特定したところ、現在の生活扶助基準は、一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当と認められたとした。報道によれば、総理府家計調査の分析により導き出された変曲点は、標準4人世帯で15万余円であった（『朝日新聞』1983.12.24朝刊）。それに基づいて、当時の生活扶助基準額（標準4人世帯・1級地で148,649円）がほぼ妥当と受け止められたのである。この答申に基づき、1984年4月から新方式「水準均衡方式」が実施された。
- 2) わが国でも、より早い時期に、タウンゼントと類似の論理のもと、笹山京が社会調査をもとに、収入と支出との対応関係をもとに、最低生存費・最低生活費を導出している〔笹山 1982〕。
 - 3) このような認識のもと、マーケット・バスケット方式のもとで無理なく労働力の再生産が行えるような最低生活費の算定が試みられるのである。例えば、江口・松崎（1992）、金澤（2009）を参照のこと。
 - 4) このため、個々の剥奪指標が国民全体から支持されているか否かを問う「合意水準アプローチ」が提唱された（柴田 1997）。
 - 5) 厚生労働省社会局保護課によって実施された「社会生活に関する調査」（2001）の利用許可を得た。これは、生活保護受給世帯を対象とした「家計簿」と、所得の第Ⅰ・5分位（低所得世帯）を対象とした「生計簿」からなり、生活保護世帯と低所得世帯（ワーキング・プアを含む）の生活実態の違いについて比較検討することが可能になる。
 - 6) 笹山京は、実際にはそのような世帯が被保護者の中では少数派であったことを承知しつつ、「17次改訂は、エンゲル方式をとったということで、画期的な改訂であったが、それ以上に重要なのは、有業の夫婦と子2人の4人世帯を対象としたということであった。これまでの標準家族が老人1人と母子（3人）の5人世帯という無業の欠損家族であったことと比べて、質的な変革であった」〔笹山 1978：248〕と、この制度変更を高く評価している。なお、1986年以降は、「標準3人世帯（33歳男、29歳女、4歳女）」であり、このうち男性は傷病によって非稼働であり、女性が稼働者であるとの想定がなされている。このような変更がなされた理由について、公式の発表はなされていない。
 - 7) 1960年代初頭まで、生活保護の受給者に一定程度含まれていた稼働層は、主に明治生まれの、農業を含む自営的多就労世帯・直系家族であった〔中鉢 1975〕。なお、稼働世帯がはじめて50%を割り込むのは1964年のことである。
 - 8) 戦争直後の生活保護基準は、第1回設定～第7回改訂までの間、「標準生計費」（物価庁・経済安定化本部・人事院によって算定されたものであり、現在では人事院勧告の資料に用いられている）によって設定された。経済安定本部が物価をもとに求めた標準生計費は、夫婦と子ども3人からなる片稼ぎ世帯を標準世帯としていた〔笹山 1982：96〕。厚生省保護課委託の労働科学研究所『最低生活費の研究』（1954）も同様に、東京における労働者の最低生活費を、夫婦と子ども1～3人からなる片稼ぎ世帯として算出していた〔厚生省大臣官房総務課 1954：233〕。
 - 9) 中川清によれば、1990年代初めにおいて、被保護世帯の一般勤労世帯との消費支出の格差は、2人世帯で5割前後、3人世帯で6割、6人以上世帯では7割を上回っていた（中川 1993：89）。このように、少数世帯の保護基準は相対的に低くなりがちである。このようなことが起きたのは、生活保護の生活扶助基準が1類費（個人ベース）と2類費（世帯ベース）とに分かれていること、現実の消費支出の動きが、2類費の伸びに近いこと（＝1類費が消費の実態に比べて少数世帯には不利で、多数世帯には有利な構造になっていること）、生活扶助基準全体に占める1類費のウェイトが高いこと、がある（表7・8）。その背景には、社会保障制度間の役割分担（保護の補足性）によって、標準世帯の位置づけが分かりにくくなった結果、標準世帯以外の世帯の費用算定のあり方が十分に問われることが少なかったことも関連しているのかも知れない。
 - 10) 1970年代後半以降の悪名高き『週刊新潮』の反生活保護キャンペーンも、当初は少数の多人数世帯（多子世帯）をあえて引き合いに出して、生活保護が家族規範を崩壊させる、という論調のものが多かった。

参考文献

- 阿部 彩（2006）「相対的剥奪の実態と分析：日本のマイクロデータを用いた実証研究」, 社会政策学会編『社会政策における福祉と就労（社会政策学会誌第16号）』, 法律文化社, pp.251-275。
- 相沢与一（1986）「現代の生活と『社会化』」江口英一・相沢与一編『現代の生活と「社会化」』, 労働旬報社, pp.13-75。
- 安藤政吉（1940）『最低賃金の基礎的研究』, ダイヤモンド社。

表7 生活扶助基準の内訳

| | 1類費相当支出額 | 2類費相当支出額 |
|------|----------|----------|
| 1993 | 66.6% | 33.4% |
| 1994 | 66.5% | 33.5% |
| 1995 | 66.5% | 33.5% |
| 1996 | 66.4% | 33.6% |
| 1997 | 66.2% | 33.8% |
| 1998 | 66.1% | 33.9% |
| 1999 | 66.0% | 34.0% |
| 2000 | 65.9% | 34.1% |
| 2001 | 65.9% | 34.1% |
| 2002 | 65.9% | 34.1% |
| 2003 | 65.9% | 34.1% |
| 2004 | 65.9% | 34.1% |
| 2005 | 65.9% | 34.1% |
| 目標 | 63.0 | 37.0 |

- 中鉢正美 (1975) 『現代日本の生活体系』, ミネルヴァ書房。
- 江口英一・相沢与一編 (1986) 『現代の生活と「社会化」』, 労働旬報社。
- ・松崎桑太郎 (1992) 「80年代勤労者世帯生活の動向と『最低標準=最低基準生活費』」 『国民生活研究』, 31(4)。
- 平岡公一 (2001) 「相対的剥奪指標の開発と適用」 平岡公一編著『高齢期と社会的不平等』, 東京大学出版会, pp.153-173。
- 籠山 京 (1970) 『低所得層と被保護層』, ミネルヴァ書房。
- (1978) 『公的扶助論』, 光生館。
- (1982) 『最低生活費研究』, ドメス出版。
- 金澤誠一 (1998) 「勤労者世帯生活の実態」 「低所得層の生活実態」, 江口英一編『改訂新版 生活分析から福祉へ』, 光生館。
- 木本喜美子 (1995) 『家族・ジェンダー・企業社会——ジェンダー・アプローチの模索』, ミネルヴァ書房。
- 厚生省大臣官房総務課 (1954) 『最低生活費に関する一研究』 (社会保障資料No.23)。
- 永野順造 (1949) 『戦後の賃銀』, 伊藤書店。
- Ogburn, William Fielding (1922) “Social change: with respect to culture and original nature”.

表8 現行の生活扶助基準における世帯人員別換算率 (マルチプル)

| | 単身世帯 | 2人世帯 | 3人世帯 | 4人世帯 | 5人世帯 |
|------|------|------|-------|-------|-------|
| 第1類費 | 31.3 | 64.0 | 100.0 | 133.3 | 164.7 |
| 第2類費 | 81.5 | 90.2 | 100.0 | 108.8 | 109.6 |

注) 第1類費については、年齢別に基準額を設定しており、人員別マルチプルを用いてはいないが、ここでは比較のために、被保護者全国一斉調査 (個別) 結果による世帯人員ウエイトから試算を行ったものである。

出典) 社会保障審議会福祉部会「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」第5回資料 (2003年11月25日)。

- (=1944 雨宮庸蔵・伊藤安二訳『社会変化論』, 育英書院)
- 生活扶助基準に関する検討会 (2007) 「生活扶助基準に関する検討会報告書」。
- 柴田謙治 (1997) 「イギリスにおける貧困問題の動向—『貧困概念の拡大』と貧困の『基準』をめぐって—」 『海外社会保障情報』 No.118, pp.4-17。
- 暉峻義等編 (1943) 『最低生活費の研究』, 大阪屋号書店。
- Townsend, Peter, (1974) “Poverty as relative deprivation” Wedderburn, Dorothy, Poverty, inequality and class structure.
- (=1977 高山武志訳「相対的収奪としての貧困」 ウェッダーバーン, D. 編著『イギリスにおける貧困の論理』, 光生館)。
- Townsend, Peter, (1979) Poverty in the United Kingdom: a survey of household resources and standards of living, Penguin Books.
- 埋橋孝文 (1999) 「公的扶助制度の国際比較—OECD24カ国のなかの日本の位置」 『海外社会保障研究』 127号, pp.72-82。
- 山田和代 (2001) 「戦後日本の労働組合における家族賃金の形成と展開」, 竹中恵美子編『労働とジェンダー』, 明石書店, pp.77-101。
- 税制調査会 (1961) 「税制調査会答申及びその審議の内容と経過の説明 昭和36年12月」。

(きくち・ひであき 武蔵大学准教授)